

財務省告示第二百九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年三月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年四月九日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 号	利付国庫債券（五年）（第三十五 回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法	額面金額で千八百四億円 千八百五億八百二十四万円 五万円
五	発行額	額
六	払込金額	額
七	最低額面金額	額
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行 行 格	平成十六年三月二十五日
十	発行価 率	額面金額百円につき百円六銭
十一	利 率	年〇・六パーセント
十二	経過利 子	年金資金運用基金理事長は、払

の
払
込
み

込金額に加え、次の算式により
算出した金額を第十八号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6 \times 5}{100 \times 365}$$

十
三
初
期
利
子

平成十六年九月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6 \times 1}{100 \times 2}$$

十
四
第
二
期
以
後
の
利
子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十
五
償
還
限

平成二十一年三月二十日

十
六
償
還
金
額

額面金額百円につき百円

十
七
払
場
所

日本銀行

十
八
払
込
期
日

平成十六年三月二十五日